

徳島県立城南高等学校食堂運営事業者募集要項

徳島県立城南高等学校において、生徒・教職員の福利厚生のための食堂運営事業者を募集します。今回の募集は、食堂運営事業者に対し、学校施設の一部分を食堂運営のための使用許可をすることにより、食堂営業を実施するものです。この募集に参加される方は、本要項をよく読み、次の各事項を御承知の上、お申し込みください。

1 公募物件の概要

所在地：徳島市城南町2丁目2番8号

名 称：徳島県立城南高等学校

場 所：食 堂=校舎理科棟1階（66.0405m²）厨房部分

※別添資料1詳細図参照

2 公募条件等

（1）資格要件

応募者は、次の事項に定める要件を全て満たす法人、個人、複数の法人又は個人により構成されるグループ（以下「参加グループ」）に限り応募できるものとします。

応募については、1事業者につき1申請のみとし、共同提案への参加については、単独で応募した法人または個人は参加グループの構成員となることはできません。また、当該グループの構成員は、他の参加グループの構成員を兼ねることや、単独で応募することはできません。

- ① 繼続して（食堂等の飲食業・小売業）の運営実績を有すること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

- ⑦ 営業に関し法律上必要とされる資格、免許を有する者を従事させることができる者であること。
- ⑧ 本事業を円滑に遂行できる安定かつ健全な財務能力を有していること。

(2) 食堂運営方法について

食堂運営は、原則、厨房での調理による食事提供を実施すること。ただし、やむを得ず厨房調理・食事提供ができない場合は、弁当配送による食事提供も可能とする。

(3) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。
(再度申請により更新可。)

② 使用料

無償とします。

- ・徳島県教育財産管理規則 第16条
- ・徳島県行政財産使用料条例 第6条
- ・行政財産使用料減免基準 3(2)

③ 光熱水費

使用許可を受けて使用する部分の電気料、水道料の光熱水費については、事業者が実費を負担するものとし、学校が発行する納入通知書により、その指定する期限までに全額納入してください。

ガスは、事業者が直接ガス供給業者と契約を結びガス料金を支払ってください。

(4) 使用上の制限

使用許可期間中は許可の条件を遵守し、当該物件を他の者に転貸し又は担保に供することはできません。

(5) 管理運営等

- ① 運営については、「徳島県立城南高等学校における食堂の設置に係る教育財産使用許可に伴う物件の管理運営に関する細則」によることとします。
- ② 本校から貸与できる物品は、別紙「貸与物品一覧表」のとおりとし、貸付料は無償です。

(6) 使用許可の取消し

許可条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことがあります。

(7) 原状回復

事業者は、使用期間が終了又は(6)により許可が取り消された場合は、速やかに原状

回復してください。

なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を学校に対し請求することができません。

3 参考

○データ

- ・生徒数：805人、職員数：70人（令和7年5月1日現在）
※生徒の男女割合 男子45%、女子55%程度
- ・営業日数：130日（令和6年度実績 8月、3月営業実施日無し）
- ・利用者数：1日あたり約50人（令和6年度実績）
- ・食堂座席数：席数144席（24×6席）

○長期休業期間（令和7年度の場合）

令和7年7月19日～8月26日 夏期休業

令和7年12月25日～令和8年1月7日 冬期休業

令和8年3月25日～令和8年4月7日 春期休業

4 応募申込方法等

（1）申込方法

【郵送の場合】

受付期間：令和7年12月10日（水）～令和8年1月15日（木）必着

送付先：〒770-8064

徳島市城南町2丁目2番88号

徳島県立城南高等学校

【持参の場合】

受付期間：令和7年12月10日（水）～令和8年1月15日（木）

午前8時30分～午後4時30分まで

※なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

提出先：徳島市城南町2丁目2番88号

徳島県立城南高等学校（担当：小濱）

（2）申込に必要な書類

○企画提案書（様式1～5） 1部

○応募者の概要・本人確認に関する書類 各1部

【法人の場合】

登記事項証明書（「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」）

※発行後3ヶ月以内のもの。

【個人事業主】1. 又は2.を提出してください。

1. 「個人事業の開業・廃業等届出書（開業届）」の写し

※税務署の受付印があるもの、またはe-Tax（電子申告）の「受信通知（メール詳細）」を添付してください。

※開業届を紛失等の理由により提出できない場合は、「直近1年分の所得税確定申告書（第一表）」および「青色申告決算書（または収支内訳書）」の写し（税務署受付印またはe-Tax受信通知のあるもの）を提出してください。

2. 代表者（事業主）の「住民票の写し」

※発行後3ヶ月以内のもの。

※「住民票の写し」はマイナンバー（個人番号）が記載されていないものをご提出ください。

（3）使用許可物件の見学【要連絡】

令和7年12月10日（水）～令和8年1月15日（木）

午前8時30分～午後4時30分まで

（土・日、祝日、12月29日～1月3日及び学校が指定する日は除く）

※衛生管理のため、調理時間帯は厨房に入れません。

※学校行事等で見学できない場合があるので、事前に城南高校事務室（088-652-8151）へお電話ください。

5 事業者の決定

提出された応募書類について、選定委員会が審査を行い、本校の要望を最も満たしている事業者に決定します。

審査結果は、審査を受けた応募者全てに対し、書面により通知するとともに、決定した事業者名を県ホームページで公表します。

決定した事業者は通知を受理後、4月開始に向けて速やかに学校との協議を行います。

6 使用許可申請の手続き

食堂運営事業者に決定した者は、令和8年2月25日（水）までに、次の書類を提出してください。

（1）教育財産使用許可申請書

（2）誓約書

（3）販売品目価格表 ※様式4で代用可。

（4）業務従事者名簿 ※指定様式無し

（5）物品貸与申請書

7 事業者の決定の取消し

次の事項が確認された場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- ① 正当な理由なく指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかったとき。
- ② 本要項に定める応募資格を失ったとき。
- ③ 決定から事業開始までの間に事業者の諸般の事情変化等により、提出した企画提案書に沿った事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。

- ④ 社会的信用を著しく損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと判断したとき。

8 その他留意事項

- (1) 提出された書類について、募集期限後の追加及び変更は認めません。
- (2) 提出された書類の内容については、事業者選定以外には利用しません。
- (3) 提出された書類については一切返却いたしません。
- (4) 書類の作成、提出に関する一切の費用は申込者の負担とします。
- (5) 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合があります。
- (6) 提出された書類は徳島県情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (7) 手続きにおいて使用する言語・通貨は、日本語・日本国通貨とします。
- (8) 申込者は、事業者に決定された後、本要項等についての不知又は不明を理由として、意義を申し立てることはできません。
- (9) 使用許可の手続き及び履行に関する一切の費用については、事業者の負担となります。

9 問い合わせ先

徳島市城南町2丁目2番8号

徳島県立城南高等学校事務室（担当：小濱（こはま））

電話：088-652-8151 フax: 088-652-3781

Email : jounannkoukou@pref.tokushima.lg.jp